

事 実 経 過 一 覧

第1 入学前の経緯

- 1 平成25年9月 日、来入児を対象とした校内運動会の旗拾いに被害児童は参加しなかった。第三者委員会の調査に対し、被害児童父母は、連絡がなかったため参加しなかったと述べた。
- 2 同年10月 日、就学児健康診断・発達検査・保護者説明会が行われた。被害児童母より事務室へ「被害児童が風邪なので欠席したい」旨の連絡があった。事務室職員が、受診しない場合は別途、医療機関を受診しなければならないことを伝えると「来校する」との返答があった。被害児童は、健康診断を受けたが、その後に行われる発達検査は受けずに帰った。被害児童母も保護者説明会には参加しなかった。

なお、被害児童は、保育園、幼稚園に通っていなかったもので、連絡はすべて個別に封書で主任が担当した。

- 3 平成26年2月 日、1日入学と保護者説明会が行われたが、被害児童母よりインフルエンザで欠席する旨の連絡があり、被害児童と被害児童母は来校しなかった。
- 4 同年3月 日、学級編成発表と保護者会が行われた。事前に 被害児童母に、当日は被害児童も連れてきて学校を見ておいてもらった方が良くと勧めたところ、被害児童母は「そうですね。」「じゃあ連れて行きます。」と答えたため、 、当日、学校案内や発達検査のための体勢をとって待っていたが、被害児童・被害児童母は来校しなかった。被害児童母より欠席するとの連絡はなかった。

被害児童は保育園や幼稚園に行っていないことから、集団生活を送ることができるか、学校職員は心配していた。

第2 入学後からいじめ発覚まで

1 平成26年4月

- (1) 同月 日、入学式が行われた。被害児童は物おじする様子はなく堂々としていた 。また近くに座っている児童へ話しかけたり、姿勢を変えたり、きちんと座っていられなかった様子があった 。その様子を見て大丈夫そうだと安心する教員がいた一方で、緊張感のなさを見て心配する教員もいた。
- (2) 同月14日、被害児童は発熱で欠席したため、後日発育測定をした。眼科

検診、視力検査は実施した。

(3) 同月27日、被害児童は家事都合で欠席した。

2 平成26年5月

(1) 同月1日、被害児童は家事都合で欠席した。

(2) 同月2日、遠足であったが、被害児童は家事都合で欠席した。

(3) 同月9日、心電図検査を実施した。心電図検査の時に上半身裸になるが、被害児童に痣、擦り傷等は特に確認されていない。

(4) 5月初めに研究授業があったが、被害児童は元気に2年生との交流授業も実施した。

(5) 同月12日、聴力検査。被害児童は発熱で欠席したため、同月19日、聴力検査を行う。

(6) 同月13日、被害児童は発熱で欠席した。

(7) 同月16、歯科検診。被害児童は受診した。

第3 いじめ発覚の経緯

平成26年5月22日木曜日、加害児童B母より学校に対し、「被害児童母から『加害児童Bに毎日なぐられる。息ができないほど殴られる。すり傷を作って帰ってきた。暴力は良くないと思いますよ。』との電話があった」旨の電話連絡があった。

第4 いじめ発覚後の経緯

1 平成26年5月

(1) 同月23日金曜日の午前中、担任が、被害児童・加害児童Bそれぞれから個別に話しを聞いた。

加害児童Bは「何もやっていない。」と述べた。被害児童は「加害児童B君が叩いてくる。」と述べた。

担任は2人を呼んで、加害児童Bに対し、整列するときに加害児童Bが被害児童の腕を引っ張ったことがあるので、絶対に人の体には触ってはいけないこと、何かあったら口で言うように、と指導した。担任は加害児童Bに対し、もう絶対にたたいたりしてはいけないことを話し、今まで強引にしてしまったことを被害児童に謝るように言うと、加害児童Bは素直に謝った。

同日の午後、担任が、被害児童・加害児童B2人を呼んで、その日の様子を聞いた。

加害児童Bは「何もない。」と答えた。被害児童は「あのね・・・加害児童B君がね・・・あまりやってこない。」と述べた。

担任が被害児童に対し、詳しく話すように言っても被害児童は曖昧な答えだった。被害児童は、回数やどこを殴られたか、何も言わなかった。加害児童Bはたたいたことを認めていなかったが、担任より、再度、暴力はいけないことを2人に話した。

[REDACTED]

同日午後2時、加害児童B宅から学校に対し、「被害児童父から加害児童B宅へ、『加害児童Bと話がしたい。先生を交えながら』との内容の電話があった」旨の電話連絡があった。同日夕方、担任が加害児童B宅へ電話をしたところ、加害児童B親は「謝罪した方がいいですかね。でも加害児童Bはやっていないと言っています。」「周りからの情報を聞いてください。」と述べた。

同日、担任は、被害児童宅を家庭訪問した。事前に校長は担任に対し、被害児童自身から事情を聴き取るために被害児童父母に席を外してもらって聴き取るように担任に指示をしていたが、担任が席を外すように求めたところ被害児童父母の了解が得られなかったことから、被害児童父母同席のもと、事情を聴き取ることとなった。

担任が被害児童父母の話の次のように記録している。「加害児童Bになぐられている。同じ教室にいと不安定である。安心して学校に行かせたい。毎日お腹を殴られている。絶対にしないと欲している。」「親も同席して謝罪の会をして欲しい。」「[REDACTED]が目撃者のようだから、周りからも話を聞いてほしい。」「毎日やられてかなり強くやられるので、息ができないほどの時もあった。」「築山で怪我をさせられたこともあった。このことは後で加害児童Bではないことがわかったけど、だからこれから加害児童B宅に電話を入れて訂正しようと思います。」「被害児童の話も曖昧ではある。」「最初はこんなことで怖がっていたら世の中やっていけないから自分で何とかしなさい、って言っていたんですけどね。」「毎日お腹を殴られると言っている。」「うちのAはうそは言わない。叩かれた方がうそをつく理由がない。」

被害児童は築山の絵を描いて「やだった」と述べたがそれ以上の詳しい話は被害児童からはなかった。

[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(2) 同月26日月曜日、被害児童は家事都合を理由に欠席した。 [REDACTED]

[REDACTED] 同日以降、長期にわたり欠席が続く。

同日、担任は、クラスメイトの数名から聴取調査を実施した。聴き取りの対象の選別は、被害児童父母の希望があった児童や担任が見ている中で日ごろ被害児童と一緒に遊んでいる児童を選別した。

聴き取りの内容は以下のとおりである。

[REDACTED]: 体育に行くときなど廊下に並んでいるときに、加害児童Bが「被害児童くん、小さく前ならえじゃないよ。中くらい前ならえだよ。」「大きくだよ。」と怒っている声で言ったり、洋服を持って行かせたり、「こっちだよ。」と押したことがあった。加害児童Bに背中を押されていた。

[REDACTED]: 並ぶとき「こうだよ。」と加害児童Bががが言ったり、襟、服を引っ張って、被害児童が泣きそうなときがある。

[REDACTED]: 並び順が違うと「違うよ!」と怒ったように言って、被害児童は泣きそうになった。もうちょっとやさしく教えて欲しい。

[REDACTED]: 加害児童Bが被害児童を休み時間に蹴っていた。廊下で喧嘩をしていた。被害児童は悲しそうな顔をしていた。

加害児童B: 並ぶのを間違えたとき、被害児童の手を引っ張った。休み時間グラウンドで鬼ごっこをしているときにタッチすると泣く。いっぱいタッチされると泣く。逃げるのが遅い。

[REDACTED]: 築山で、[REDACTED]被害児童、[REDACTED]押した。外で[REDACTED]被害児童を押した。

(3) 同月28日水曜日、担任は、被害児童母に事前に電話をし、家庭訪問を打診した。電話で被害児童母は「被害児童は加害児童Bが怖いと言っている。みんなの前で謝って欲しい。」と述べた。

同日、担任が被害児童宅を家庭訪問した。被害児童保護者が同席のもと、担任が聴き取った内容について担任は次のように記録している。「一日に何回か知らないけど叩かれる」「教室で本をとりに行くときにお腹をたたかれる。」「学校の中、廊下、体育に行く時に並ぶときに引っ張られたり押されたりする。」「加害児童Bにやられるとこわい。すれ違いざまに一日に10回くらいやられる。」「絵を描いているときにもやられた。」「謝った後になぐってきた。どうして?」。

[REDACTED]

- (4) 前日の家庭訪問をふまえ、同29日木曜日午前11時30分から、担任が加害児童Bに聴取調査を実施した。担任は加害児童Bのみを別部屋に移し、担任が1対1で聴き取った。担任は、最初は「正直に話して」と問いかけたものの、前日に被害児童宅で聴き取った内容を確認する形で質問をし、「1日に10回くらい叩かれたって言ってるけどどうなの?」「パンチしちゃったの?」などと誘導的な質問をした。しかし、なかなか加害児童Bから被害児童宅の言い分を認める供述が得られなかったため、調査に長時間を要した。最終的に、加害児童Bは、担任の「パンチしちゃったの?」などの質問に「うん」と答えたため、担任は加害児童Bに反省文を書かせて調査は終了した。

11時30分に開始した調査は、途中、休憩や給食を挟みながら、14時まで行われた。なお、給食の時間になると、担任は、クラスの給食の準備のため一旦席を外し、その間、加害児童Bは1人で別部屋に残された。その後、担任が、2人分の給食を別部屋に運び、担任と加害児童Bは別部屋で2人で給食を食べた。

同日の聴取調査で、加害児童Bが認めた内容について、担任は次のように記録している「こっちだよ、と手をさわる」、「肩を押したことがある」、「外でパンチした、全部で9～10回、肩、胸、お腹など。廊下教室でも1回ある。」、「1日10回やったこともある、何日もあった」「パンチした理由は、謝っても許してくれないから。」「加害児童Cがやっていたからやってもいいと思った。」「やった人がいたからやってもいいかと思った。」「鬼ごっこをしていて、勝手に、やめた、と言うから。」「やり返してこないから、少しぐらいたたいてもいいと思った。」「被害児童に口でやめてと言われた」「悪口は言っていない」「[REDACTED]のときくらいではない。」

このとき加害児童Bの作成した反省文（添付資料1）には、以下の内容が記載されている。

ろうかでとそとで ばんちしてごめんね ごめんねしたのにやっちゃ
てごめんね ぼーりよくをやてほんとにごめんね ほんとただしいいま
す [REDACTED] にちゃんとあやまります あそんでたときにやめたからやち
やたのです

同日、担任は、聴取調査を踏まえ、加害児童B母と話しをした。加害児
童B母は担任に対して被害児童宅から [REDACTED] と言われ
たと述べた。担任は加害児童B母に [REDACTED]
[REDACTED] と助言した。

- (5) 同月30日金曜日、同日午後6時15分から、学校で、教頭、学年主任、
担任同席のもと、謝罪の会を行うこととなったが、被害児童母からの要望
で、謝罪の会は中止となった。

同日、加害児童B父より担任に電話があり、加害児童Bの様子について、
家で夕食も食べられない状態だと述べた。また加害児童B母は今回のこと
で精神的にまいってしまったので、今後は加害児童B父に連絡をして欲し
いと述べた。

2 平成26年6月

- (1) 同月2日月曜日、被害児童が心身の不調を理由に欠席し、以後長期にわ
たり欠席となる。担任が内科健診の件で被害児童母に電話をした。 [REDACTED]

- (2) 同月3日火曜日、夕方、担任は被害児童宅を家庭訪問した。担任は被害
児童母の発言内容を次のように記録している。 [REDACTED]

同日教頭が被害児童宅へ電話をした。

6月4日午後7時に校長、教頭と被害児童保護者と話すことが決まった。

- (3) 同月4日水曜日午後7時から8時、被害児童父、校長、教頭が、被害児童の現状、加害児童B保護者の謝罪の件、家庭環境、今後の見通しについて懇談をした。

後の見通しについて、被害児童父は、東口メンタルクリニックを受診すること、担任は一生懸命やってくれているがもう少しゆっくりやりたいことなどを述べたと教頭は記録している。

- (4) 同月5日木曜日、加害児童B父が被害児童宅に電話をし、被害児童父に謝罪した。

同日、被害児童母より、学校に対し、しばらく休むので給食を止めて欲しいとの電話連絡があった。

- (5) 同月6日金曜日、担任が被害児童宅を家庭訪問した。被害児童父が「今日、家族で車ででかけたら、加害児童C君とすれ違い、被害児童が「加害児童C君にもやられた。」と言っている。話を聞いて欲しい。」と述べた。

同日、18時30分、被害児童父は、学校へ電話し、対応した教頭に対し、「実はもう一人同じくらいにたたっている子がいると息子が言い始めた。加害児童Cという子である。学校で調べて欲しい。」と述べた。

教頭が担任に確認すると、以前の聞き取りの中で加害児童Bが「他にもやっている人がいたのでやった」という供述があり、「他にもやった人」

が加害児童Cであることが解り、加害児童Cに聞いたところ、その時点では加害児童Cはやっていないと言い、そのままになっていた、ということであった。休み明けに、担任に聞き取りをしてもらうことになった。なお、被害児童父は、「仮に認めて、親が謝りたいと行っても、息子を刺激してしまうので家に来るのはやめて欲しい」ということであった。

- (6) 同月9日月曜日、担任が加害児童Cに聴取調査をした。担任は、事前に被害児童父母から詳しい話を聞いていなかったことや、加害児童Cが担任からの問いかけにすんなりと供述したことから、誘導の質問はせず、調査時間も短時間であった。担任は、加害児童Cの供述内容をその場でメモしたところ、その概要は次のとおりである。

2時間目休みに、加害児童Cが「一緒に遊ぼう。先行くね。」と被害児童を誘ったら、被害児童がすぐに来なくて、被害児童がグラウンドに来たけど、被害児童が約束を忘れたみたいで違う所に行ったから、引っ張った。加害児童Cが被害児童に「一緒に走ろう。」と言って走ったけど、加害児童Cが「もう一回やろう。」と言ったら被害児童が「やだ。」と言ったので、加害児童Cは被害児童の腕を1回たたいた。

昼休みに加害児童Cは被害児童を中庭の屋根の下に誘った。そうしたら、被害児童が「音楽になったから行こう。」と言って飛行機の格好をして、加害児童Cにぶつかった。加害児童Cが被害児童に「やだったよ。」と言ったけど被害児童が行ってしまったので、加害児童Cが被害児童の背中をたたいた。

被害児童が変なことをしながら後ろから走ってきて加害児童Cの背中にあたった。加害児童Cが被害児童に「やだかったよ。」と言ったけど、被害児童が「ごめんね」を言わないから、被害児童の肩やお腹を6回くらい叩いた。

被害児童が何もしないけど加害児童Cが被害児童を叩いたことがある。昼休み、中庭で加害児童Cが「いくよ。」と言ったら被害児童が「行かない。」と言ったのでたたいた。

担任は、加害児童Cの供述をもとに、加害児童Cに反省文を書かせて、調査を終了した。

加害児童Cが作成した反省文（添付資料2）には次のように書かれている。

ぐらんどで はしるときかたをたたいちやった。2かい

ひるやすに せなかをたたいちやった。 3かい

ひるやすに おなかをたたいちやった。 2かい

「ぐらんどであそぼお。」ってさそったとき さそったら「なにであそぶ」ってゆったら「おにごっこをしよう。」ってゆって「やだ。」

ってゆっちゃった。

・もうたたいたり、けったり、ぱんちしたりしない。[REDACTED]がやなきもちになったとおもう。「ごめんね。」あやまりたい。

同日、担任は、加害児童Cの行為について、加害児童Bにも聴取調査をした。担任のメモには、加害児童Bの発言内容として「加害児童Cが外でお腹、肩をたたいた。いっぱいやっていた。止めたときは加害児童Cはやめた。被害児童は「ごめんね」言っても許してくれなかった」と記載されている。

なお、担任が作成した同日付の記録欄には、加害児童Cの聴取調査の内容として「加害児童Cと話をする。グラウンドで2時間目休み、中庭で昼休みに1日に2回とか3回ずついろいろな場所（肩、お腹、足）をたたいたりけったりした。9～10日くらいやってしまった。やった理由は「遊ぶ。」と加害児童Cが誘って、遊ぶ内容を決めてもそれをやらないからたたいた。A君はたたいてもやり返してこないから、やってもいいと思った。」と記載されている。

同日午後5時、聴き取り調査を踏まえ、担任と加害児童C母が話しをした。

同日、加害児童C母が被害児童宅へ電話をし、被害児童母に謝罪した。加害児童C母は担任に対し、謝罪したときの様子について、以下のとおり話した。

[REDACTED]

- (7) 同月11日水曜日午前9時45分、被害児童父より学校に電話があり、対応した教頭に対し、「東口メンタルクリニックから塩尻協立病院にかえた。診断書を出すにあたって、医師より、学校からのレポートが必要と言われたので書いて欲しい。今日6時7時に取りに行く。」旨を述べた。

教頭は、学校長が不在であることや、学校が作成する文書なので時間をいただきたいと述べ、被害児童父も了承した。教頭は、学校から塩尻協立病院に連絡をとりたいと申し出たが、被害児童父の了承は得られなかった。

学校は長野市教育委員会にも相談し、医師の診断書を作る上での資料となる以上、以下の点を解決してからでないと、文書は作成できないという

結論に至った。①手続面として、個人情報の持ち出しという点で、相手方の情報が含まれている。相手方の了解なく学校としては出すことは難しいのではないか。了解には事実関係の把握も関わってきて、すぐには対処しにくい。②内容面として、たたいたりけったりという大まかな事実については加害児童も認めているが、担任の見てない、直接確認できていないところで起こっており、かつ小1で記憶も曖昧であったりして、いつどこでだれが何回といった事実関係が正確につかめていない。そうしたあいまいな聴き取り内容しかつかんでいないが、それでよいのか。③課題を解決するには、両者と学校とが会して、一つ一つを確認していく場をもつこと。

- (8) 同月12日木曜日、校長、教頭、担任が、被害児童父に対し、これまでの経過を説明した。今後の対応は、6月25日に塩尻協立病院を受診することなので、6月25日の結果を受けて、対応していく、受診の結果については学校に伝えていただく、お便り宿題は今後も家に届けるようにすることとなった。
- (9) 同月13日金曜日、担任があさがおと肥料を持って家庭訪問をする。被害児童はテレビを観ており、ほとんど担任と話しができなかった。
- (10) 同月16日火曜日、被害児童父が、警察へ行き、加害児童C及び加害児童Bの立件を求めた。
- (11) 同月18日木曜日、被害児童父が、長野市教育委員会に出向き、同月12日に、学校から聞いたことをメモしたので、そのメモが正しいことを認めて欲しいと述べた。市教委はそのことを学校に問い合わせたが、校長不在のため、学校は対応しなかった。
- (12) 同月20日金曜日、被害児童父が、塩尻協立病院へ出すための文書として、今までの経緯をパソコンでまとめて学校へ持ってきた。
校長は、被害児童父が作成した文書を元に、文書を作成し、被害児童父に交付した(添付資料3)。

[REDACTED]

なお、被害児童父が、学校から病院へ連絡をすることに同意しなかったため、学校は文書を作成するにあたり、病院に対し、学校に文書作成を依頼した事実があるか確認をとらなかった。また学校は、病院から学校宛てに文書作成の依頼書を発行してもらう等することもしなかった。

- (13) 同月25日水曜日、教頭が被害児童父と電話で話し、被害児童が塩尻協立病院を受診し同月30日に再度受診予定であることが分かった。
- (14) 同月27日金曜日、担任が被害児童宅を家庭訪問した。 [REDACTED]

[REDACTED]

また「『加害児童Cには給食が始まってすぐに並んでいるときに、もうパンチされていた。』と最近、被害児童が言っている。」と話した。

3 平成26年7月

- (1) 同月1日火曜日、警察の生活安全課から学校へ電話があった。
- (2) 同月2日水曜日午後1時、生活安全課の警察官が来校し、対応した校長と教頭に対し、同年6月16日、被害児童父が警察に来て、本件の立件を求めたと述べた。

同日、教頭が被害児童宅へ電話をした。被害児童母によると、被害児童は今は安定しているとのこと、7月9日に県立こども病院に受診するように紹介状をもらったとのことであった。

- (3) 同月4日金曜日、担任が被害児童宅を家庭訪問した。被害児童母は、被害児童が夜中に夢遊病者のように起き上がったり、叫んだりしていることなどを話した。
- (4) 同月8日火曜日、担任が被害児童宅を家庭訪問した。担任は、あさがおの話などを本人と少しした。クッキーのお皿に色をつけたので見せてもらう。母親と担任が話す間、被害児童は行ったり来たりしていた。母親が「被害児童、先生がいらしてるでしょ」と諭すが、おかまいなく動き回る。
- (5) 同月9日水曜日、被害児童が県立こども病院で小児精神科の医師に受診した。
- (6) 同月10日木曜日、教頭が被害児童宅に電話をした。教頭は被害児童父の発言内容を次のように記録している。

[REDACTED]

- (7) 同月11日金曜日、担任が被害児童宅を家庭訪問するが留守だったので、プリントと1学期のテストを全てポストに入れ置いてくる。なるべく家でやってもらうようメモを残してくる。
- (8) 同月17日木曜日午後6時、被害児童父が来校し、校長、教頭が対応した。被害児童父は、被害児童から聴き取った内容を被害児童父がまとめて作成した口頭記録（添付資料4、以下「口頭記録」という。）を持参し、口頭記録を加害児童B及びCに渡して欲しい、謝罪の会を行って欲しいこと述べた。また、教頭は被害児童父の発言内容を次のように記録している。

[REDACTED]

[REDACTED]

- (9) 同月18日金曜日、担任が、被害児童父が持参した口頭記録を、加害児童B宅、加害児童C宅に渡した。

同日、担任が、被害児童宅へ家庭訪問した。被害児童母より、今回のことで埒が明かないので、夫が北信教育事務所へ行った旨の話があった。

同日、教頭が市教委に電話をした。市教委の発言内容は以下のとおりである。「・口頭記録を市教委でも受け取った。[REDACTED]

[REDACTED]・子どもには詰問したり強く非難することは避けてもらいたい旨を伝えた。[REDACTED]

[REDACTED]・治療費については学校ではタッチできない。親同士でどうするか、弁護士等の第三者を入れた方がよいと思う。・謝罪の会への出席を求められたが、即答は避けた。あまりこちらの方から積極的に出るのはどうかと考えている。学校としての要望があれば出ることはやぶさかではない。・口頭記録はあくまで被害児童宅のメモであって、食い違いもあることを相手方に伝えてもいいのではないかと。・いずれにしても区切りをつけるためにも、集まって一度やるしかない、とにかく一歩前進する方向で。その後のことは、それから考えて。」

- (10) 同月23日水曜日午後7時から、学校において、謝罪の会が開かれた。参加者は、被害児童父母、加害児童B父、加害児童C母、市教委、校長、

教頭、担任であった。加害児童B Cが参加していなかったことから、7月31日に加害児童B C参加で改めて謝罪の会を行うこととなった。

教頭は、謝罪の会の様子について、次のように記録している。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

学校の対応について、被害児童父は「Aが戻るまでに、どうやって子供達の安全を守ってくれるのか。それが見えない。はっきり言って学校にも責任がある。他の人に聞くと、加害児童を隔離しないのが不思議だと言っていた。」と述べた。校長は「学校とすればA君もB君もC君も大切な児童。結果的に1ヶ月半にわたってこうした状態が続いてしまった。大切なお子さんを預かっている責任は学校にあり、大変申し訳なく思っている。再発防止を徹底していく。できることは精一杯やっていく。」と述べた。

[REDACTED]

会の後、被害児童母が1年2組の教室に行って、名札以外の全ての持ち物を持ち帰る。

[REDACTED]

(1 1) 同月 [REDACTED] 日金曜日、終業式があった。担任は被害児童宅を家庭訪問したが留守だったため、届け物をポストに入れてくる。

(1 2) 同月28日月曜日、午前9時加害児童B母が「ご回答のお願い」と題する書面を学校に持ってくる。

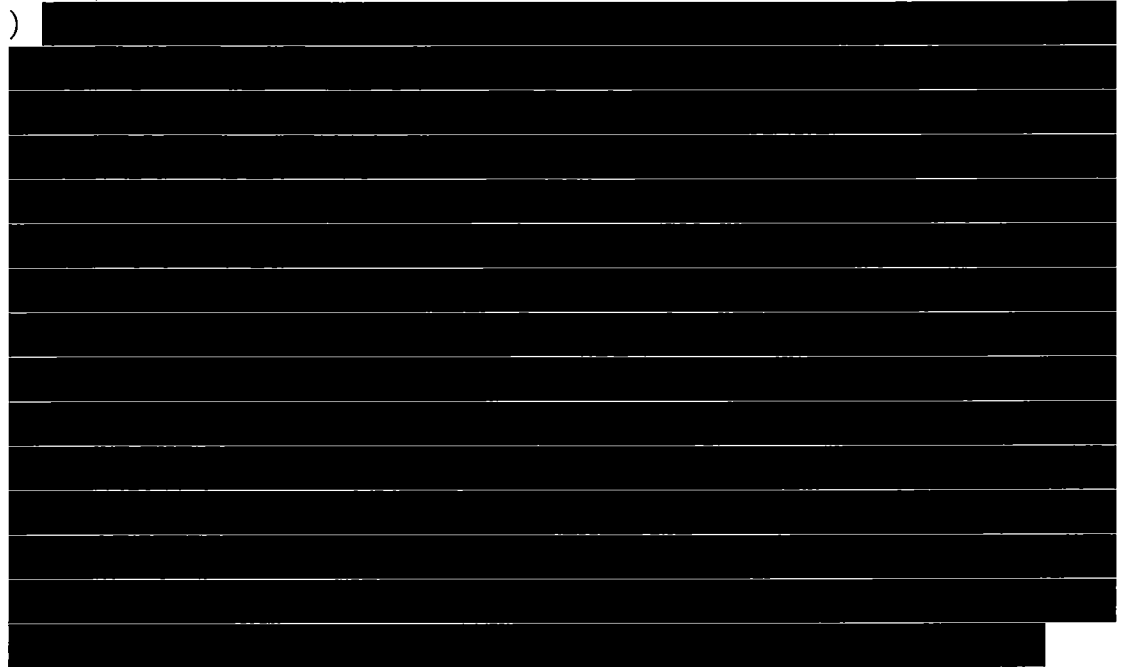
[REDACTED]

同日、担任は被害児童宅を家庭

訪問し、上記書面を渡した。

(13) 同月29日火曜日、被害児童父が来校し、上記書面を持参し教頭と話をした。担任は加害児童B宅加害児童C宅に届けた。

(14)



(15) 同月31日木曜日午後7時から、学校において、謝罪の会が開かれた。参加者は、被害児童父、加害児童B父、加害児童C母、加害児童B、加害児童C、市教委、校長、教頭、担任。謝罪の会の様子について、教頭が記録した内容は次のとおりである。

1 学校長あいさつ

皆様こんばんは。どのお子さんも大切な子。今日の会を前に進む一歩にしたい。

2 謝罪の会

① 被害児童の様子について（被害児童父発言）

昼間は普通に暮らしている。夜になると週に1回か2回、突然うなされて起き上がり目を閉じたまま泣きながら手を振り払っている。

② 謝罪の会

「本当は被害児童が来られればいいけど、来ることができないので、被害児童のお父さんを被害児童と思ってください。」

「思い出して欲しいんだけど、被害児童にどんなことをしちゃったかな」

・パンチしちゃった。けっちゃった。暴力しちゃった。

「そのとき被害児童はどうしていたかな」

・何もしなかった。やりかえさなかった。

「被害児童はそのときどうだった」

・悲しそうだった。

「何か言わないからやっていいってわけじゃないんだよ。」

「では、そういうことを思い出しながら、しっかりとごめんなさいをしようね。」

- ・ごめんなさい。

「被害児童が学校に来たときは、どうしてあげたい」

- ・優しくしてあげたい。楽しくしてあげたい。

「もう絶対に暴力をしないって約束できるかな」

- ・はい。もう絶対に暴力をしません。

「最後に被害児童のお父さんの話を聞きましょう」

- ・被害児童は許してくれると思います。

- ・私は気持ちとしては許せないけれど、受け止めました。

③ 謝罪の終わりの確認

「謝罪について、これでおわりにしたいと思いますが、いかがでしょう」一同了解

3 市教委坂口先生あいさつ

加害児童Bと加害児童Cは、お父さんの話を聞いて謝ることができました。人を傷つけることは絶対にしてはいけないこと。きちんと被害児童に謝り、これからはしないということを約束してくれました。とてもうれしいです。■小学校には「■」という目標があります。■小学校でよかったと思えるような学校生活を送ってください。

保護者の皆様、いろいろな思いはお持ちだと思いますが、親として受け止めていただきありがとうございました。何かありましたら坂口までご相談ください。

4 その他

今後学校を介して私信のやりとりはしない。

被害児童父は帰りがけに「あとは学校は関係ないですから」と言い残して学校を後にする。

4 平成26年8月

(1) 同月4日月曜日、長野中央署より電話があり校長が対応した。長野中央署によると、8月1日に被害児童と保護者が来られた。『首をしめられた』とのこと。相手方を警察に呼んで話をしてほしいとのこと。ついては相手方の保護者の名前と住所を教えて欲しい、とのことだった。校長は、加害児童B宅加害児童C宅に了解を得ないまま、警察に名前と住所を教え、また事後に学校からその旨を加害児童B宅と加害児童C宅に連絡することもしなかった。

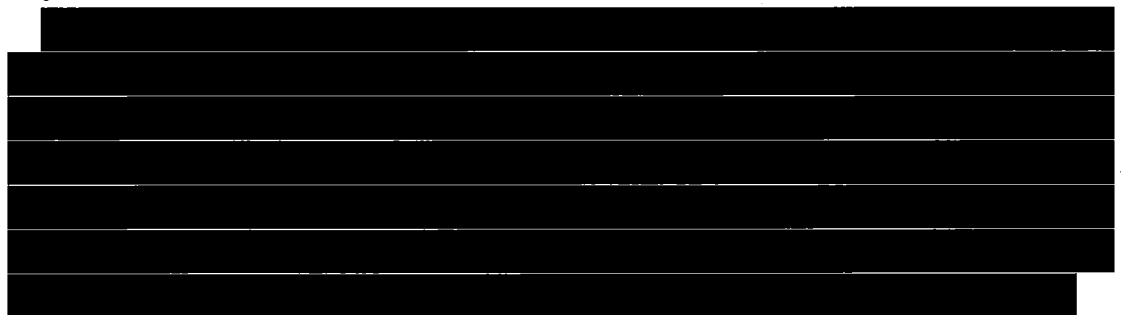
(2) 同月5日火曜日午前8時、加害児童C母から担任の自宅に電話があった。加害児童C母は「長野中央署の生活安全課から電話があつて、親子で都合の良い日に来て欲しい、と言われたが、どうしたらいいか。」と述べた。担任は、教頭と連絡をとってから加害児童C母に折り返しの電話をした。担任は加害児童C母に「学校では被害児童が警察に行ったことは全く把握

していなかったことである。警察に行くこと、行かないことの2つの選択肢があると思います。警察から連絡があって驚いていると思いますが、加害児童Cの立場で警察にお話することも必要だと思います」と話した。このとき学校は、加害児童C母に弁護士に相談に行くよう助言しなかった。

- (3) 同月6日水曜日午前9時25分、市教委より教頭に対し、「午前9時ごろ、加害児童C母より市教委に電話があり、警察への対応について相談があった」旨の連絡があった。市教委は加害児童C母に対し、「警察に行った方がよいとか行かない方がよいということはこちらで申し上げられないが、生活安全課はきっと守ってくださるので、ありのまま話した方がよい」と伝えたということであった。

同日午前9時55分、加害児童B母より学校に電話があり、同日午前10時30分に学校長が加害児童B母に電話を折り返した。警察から電話が来たということでその対応を相談する内容であった。学校長は、市教委と同様の対応をした。

学校及び市教委は、加害児童C母、加害児童B母に対し弁護士へ相談に行くよう助言しなかった。また、学校及び市教委は、児童が警察に呼び出されたことについて、顧問弁護士に相談することはなかった。さらに学校及び市教委は、加害児童B加害児童Cの精神的負担を軽くするために、事情聴取を学校で行ってもらよう警察に申し入れる等の対応をとらなかった。



- (4) 同月7日木曜日午前10時45分、市教委より教頭に対し、「県教委心の支援室生徒指導係より市教委に電話があり、8月6日午後4時に被害児童父が来所した。被害児童父は7月31日の謝罪の会で子どもへの謝罪は終わったが親の謝罪は済んでいないとの認識を示した。また『首を絞められた』という話であった。」旨の連絡があった。

同日午前11時、被害児童父が来校し、「『首を絞められた』ことに関する被害児童の証言、会話要約」と題する書面（添付資料5）を学校に提出した。被害児童父は8月1日に長野中央署へ、8月6日に県教委に行き、同書面を提出し対応をお願いしてきた旨を述べた。また学校で対応してもらいたい旨を述べた。

同日午前11時40分、教頭は市教委に「『首を絞められた』ことに関する被害児童の証言、会話要約」と題する書面を送付した。

同日午後1時、教頭が長野中央署生活安全課より電話で聴き取った内容は以下のとおりである。「被害児童は8月1日に来た。被害児童保護者によれば首を絞められたことにより、フラッシュバックが生じているとのこと。8月6日9時30分より被害児童両親と面談した。」

本日午前に加害児童B家族が来た。『首をしめてはいない』、という話であった。この場で言えない場合は、後でもいいので、お家の方に話すように言ってある。」

同日午後4時15分、教頭が長野中央署生活安全課より電話で「加害児童Cも首をしめたことは否定している」旨を聴き取る。

同日午後5時、教頭が長野中央署生活安全課を訪問した。教頭が同課より聴き取った内容は以下のとおりである。8月1日、課長より被害児童保護者に対し「その後いかがですか。」と電話した。

警察は「わかりました。事実を聞いてみましょう。」と述べた。8月4日に被害児童保護者から課長に電話があり「8月6日に息子を連れて行きます。」と述べた。8月6日午前9時30分、被害児童保護者は「『首を絞められた』ことに関する被害児童の証言、会話要約」と題する書面を持参して来署した。被害児童は手書きの状況を示した絵も持参した。絵を示しながら様子を語った。

8月7日午後0時30分、加害児童Bと加害児童B父が来署した。首絞めについて具体的に聞いたが「ない」との答えだった。同日午後2時、加害児童C母と加害児童Cが来署した。「どんなことをしたの」との問いかけに加害児童Cは「グーでパンチ、蹴る、押す、服を引っ張る」と述べた。首絞めについて具体的に聞いたが「ない」と答えた。加害児童Cは、被害児童と滑り台と一緒に登ったことはない、加害児童Bと被害児童と一緒に登ったのもみていない、と述べた。生活安全課は加害児童Bと加害児童Cに命の大切さと嘘はどろぼうの始まりとの話をした。

- (5) 同月11日月曜日、小教頭より、被害児童家族が10時から1時間程度来校したことについて連絡があった。聴き取り内容は以下のとおりである。

- ・20分程度の校舎案内と30分程度の懇談。
- ・被害児童はよくしゃべっていた。

いかと言われている。Aは学校に行きたがっている。」と話した。

- (9) 同月26日火曜日、担任が被害児童宅を家庭訪問する。被害児童父は、被害児童が■■■小に行ったら吐いてしまったこと、特別支援学級には乱暴な子がいるためやめたと話した。被害児童母は、先日■■■小学校に行ったけれど、フラッシュバックや拒否反応が体に出なかったので、本人に聞いてみたら、被害児童は友達もいるので■■■小学校に行きたいと言っていると述べた。担任は、担任と被害児童母の会話を次のように記録している。

担任「友達とは■■■ですか」

被害児童母「そうです」

担任「■■■は■■■学級のお子さんなので全て1年2組にいるわけではありません。」

被害児童母「■■■って何ですか」

担任「特別支援学級です。■■■は保育園の頃から■■■学級に入級することが決まっていたお子さんなんです。国語と算数は■■■学級に行っています。」

被害児童母「そうなんですか。■■■は被害児童のことを覚えているかしら」

担任「それはわかりませんが、仲良くはできると思います。■■■小で特別支援に行かせようとしたのはどうしてですか」

被害児童母「ブランクがあるから、いきなり大人数は無理かと思って少人数の特別支援学級を考えました。」

担任「それならば■■■もいるし、■■■学級のことも考えてみますが。ただし、■■■学級の先生などにも相談してみないといけませんし、■■■がたたいたりしないという保証はありませんよ。」

被害児童母「それは大丈夫です。今までも■■■のことは何も言ってませんでしたから。」

5 平成26年9月

- (1) 同月1日月曜日、市教育次長より校長へ電話があった。

被害児童親より県次世代サポート課へ「3 か月たつのになんてなっているのか」、(子どもの教育に遅れが出ていないか心配)「再発防止策を学校としてちゃんとやってほしい」とのメールがあった。次世代サポート課が心の支援室清水係長に相談し、清水係長が市教育次長に連絡をした。係長より関係者との打ち合わせとスクールカウンセラーを入れることを提案された。

被害児童家より教頭へ電話があった。「この前学校に来て全然大丈夫だったので、これからのことを話したい」とのことで、9月2日午後7時より懇談の約束をした。

- (2) 同月2日火曜日、午後6時田川次長より校長に対し①県心の支援室、臨床心理士佐々木さん（女性）の派遣②スクールカウンセラー宮崎さんの派遣の二つより対応を選択されたいとの連絡があった。

同日、午後7時、被害児童、被害児童父母が来校し、校長及び教頭と学級復帰等に向けた話し合いが持たれた。教頭は次のように記録している。・この間、休日に学校に来たが、その後何も起こらなかった。学校に来て良さそうだ。・どういう風に戻れるのか。たぶん普通に戻れるのではないか。・この間、学校に来たときに、「ここで首を絞められた」「ここで殴られた」という話をずっとしていたので、早々に切り上げて帰ったが、その後、何も起こらなかった。自分から話しができるようになってよかった。・被害児童は、校長に手紙を渡した。内容「こうちょうせんせいへ [] [] はぼくのことをなぐったり、くびをしめたりするのでこわくていけない。いけないけどもだちとあそびたいしべんきょうもしたいです。[] 9つき2にち」・このように学校という場所ではなく、加害児童BCがいる環境では難しい。校長「[]、[] ではどうか。被害児童父「廊下で会うこともある」校長「絶対に会わないということとは言えない。・どうしたらよいか、学校としても考えもあるでしょうから、学校で考えて欲しい。・被害児童としては学校に行きたい気持ちがある。今日はそのことを伝えに来た（被害児童母）・来週いっぱい（9月12日まで）ぐらいに考えていただきお伝えいただきたい。・被害児童は少しも悪くないのにどうしてなの [] [] ・校長「だんだん慣らして2人に会えるようになったら直に謝ってもらい、教室での生活に入れるようにしたい。」・教頭「担任からは放課後子どもが帰った後、学校で勉強をみることもできるので、伝えて欲しいとのこと」・校長「今日はAくんととてもうれしかった。来週中に対応についてお話する。懇談中、被害児童は室内の遊具や教具を次々に手を取り試したり、母に話しかけたりしていた。

- (3) 同月3日水曜日、担任が被害児童宅を家庭訪問した。被害児童親が、昼間登校するなら、母が同行して1時間くらいの勉強の様子を見て帰宅したいと述べた。担任が、放課後に復習をすることをもちかけると、父は徐々に慣らしていくことが必要、特別支援学級で学習することも考えて、来週返事すると述べた。

同日、被害児童宅から次世代サポート課にメールが届いた。メールには、謝罪の会を開くこととなったが、相手方の保護者が子どもの暴力を認めなかったこともあり成立しなかった旨、後から出てきた問題（首絞め）に学校が調査をしない旨、7月31日の謝罪の会で、父親から「2人で首を絞められたらしい」という話をした旨が記載されていた。

被害児童復帰に向けた計画

①学校慣れ

・放課後学習支援・特別支援学級の説明

②学校生活の開始

・加害児童との接触を避ける手立て・保護者の参観

③加害児童からの直接の謝罪

・受け入れ可能かどうか被害児童の様子を見ながら

④通常学級での生活

⑤相談体制

・県から臨床心理士の派遣

・校内の特別支援コーディネーターの支援

- (4) 同月11日木曜日、教学指導課心の支援室清水稔係長より、被害児童及び被害児童父母が、心の支援室に来て1時間半程度、話をしていたとの連絡があった。被害児童父母とのやりとりは以下のように記録されている。加害児童は被害児童に謝らなくてもいいから「もうパンチや首を絞めたりしない」という約束をしてもらえばいい旨の被害児童父母の意見について、首絞めについては本人たちがみとめていないのでやっていないことをもうしないとは言えないであろうと伝えた。加害児童にカウンセリングを受けさせたいとの被害児童父母の意見について、スクールカウンセラーは心のケアが中心であり被害児童やその家族につけるものであると伝えた。運動会に被害児童が参加を希望しているのでどんな参加ができるか学校で検討して欲しいとの被害児童父母の意見については、遠巻きに保護者と見学するという方法か、競技に出たい場合は2人との接触が避けられないので運動会前にもうしない約束・謝罪が必要と伝えた。

同日、教頭より被害児童保護者に電話をした。

被害児童復帰に向けた計画として教頭は次のように記録している。

時期：できるところから始めるが、運動会参加という話もあり、どうするか。

①学校慣れ（学校生活を再開する前に、子どもたちのいない時に学校に来て、様子に慣れる）

・放課後学習支援（担任）・特別支援教室の説明（特別支援コーディネーター）

②学校生活の開始（給食の再開時期も決める）

・加害児童との接触を避ける手だて→緊急措置として、 学級で生活する。

・入口出口は、 学級のテラスからとして、できる限り1年2組との接触を避ける

③加害児童からの直接の謝罪

・受け入れ可能かどうか被害児童の様子を見ながら

④通常学級での生活

- ・最初は時間を決めて（１時間、半日等）学校に来て、先生の目の届く範囲で過ごす。
- ・保護者にも都合をつく範囲で参加してもらう。

⑤相談体制

- ・県から臨床心理士またはスクールカウンセラーの派遣 対象は県からの話のように心のケアを中心に被害児童やその家族とする。
- ・市から・・・特別支援教育支援員の先生に休み時間や移動時の加害児童を中心にみてもらう。
- ・本校コーディネーターの支援

- (5) 同月１２日金曜日、被害児童、被害児童父母が来校し、午後６時から８時までの間、校長、教頭、担任と、被害児童の復帰に向けた計画、加害児童との関係、学級での受け入れ等について話し合いを持った。被害児童は話し合いの中で「ぼくは学校に行きたいんだよ！」と言った。

話し合いについて教頭は次のように記録している。

被害児童の復帰に向けた計画

1 16日の予定

- ①総練習は親子で遠巻きに見学。被害児童の様子でやってみたいという気持ちが強くなるか、弱くなるか見極めていく。かけっこが９時前後。それを見る予定。
- ② 学級３校時に見学予定。
- ③ 先生より特別支援学級の様子やコーディネーターとして学習習慣形成教員の配置について話をしてもらう。

2 加害児童ＢＣとの関係

- ②担任より児童への聴き取りをすることを約束。「最近も首をしめるまねをした人がいますが、絶対にやってはいけないこと。入学してから、そういうことを見たりしたりしたことがあったら正直に書いてください」

「今までの過去は変えられないけど、将来ある被害児童の未来を考えて、いずれ自立して生きられるような人間になるように家庭と学校で連携してやっていきましょう」という話になった。被害児童は学校に「行きたい。友達と勉強したい。でも来週からくらいかな。」と述べた。

- (8) 同月18日木曜日、被害児童父母が目撃者として特定した[]に、被害児童が校庭で首を絞められたのを見たかどうか、[]の担任を通じて聞いた。[]は、被害児童がペアの子であることは何とか思い出したが、首を絞められた件については「覚えてないし、見ていない。」と答えた。また同じく被害児童父母が目撃者として特定した[]に、被害児童が校庭で首を絞められたのを見たかどうか、[]の担任を通じて聞いた。[]は「登下校中にかばんをあけられてり、けられたりしているのは知っているが（加害児童B加害児童Cの行為ではなく解決済みの件）、学校の中では見たことがない。」と答えた。

同日、道德の時間に、担任は「最近遊びで首を触ったり、絞める真似をしたりしている。首は命にかかわることもあるので危ない。小学校に入学してから今までこういうことを①自分でやったこと②やられたこと③見たこと、を紙に書きましょう。」とクラス全員になげかけた。加害児童Cは「①自分でやった。[]。2時間目の休み時間に校庭で[]の首をしめた。」と書いた。

担任は、加害児童Cを呼んで話しを聞いた。加害児童Cは「校庭で2時間目休みに遊んでいて、音楽が鳴ったので教室に帰ろうと歩いていたら、後ろから被害児童がぶつかってきた。謝らなかったか謝っても聞こえなかったの、前から被害児童の首を押さえた。」と述べた。担任は「警察に呼ばれたときは、首をしめていないと言ったよね。」と聞くと、加害児童Cは「警察に言ったときはそのことは忘れていた。先生の話聞いて自分もやってしまったことを思い出した。被害児童には首をしめたり、けったり、洋服を引っ張ったり、パンチしたりしてごめんねと言いたい。」と述べた。担任は、加害児童C母に電話連絡をした。

- (9) 同月23日火曜日、担任は、被害児童母に、[]の話、[]の話、1年2組全員に聞いたら、加害児童Cだけ首を絞めたと書いてきたと電話で話した。被害児童は「もう調べていただいたんですか。ありがとうございました。被害児童にも確認します。」と述べた。

- (10) 同月24日水曜日、加害児童C母より連絡ノートで「たしかに加害児童Cは首をしめてしまったと言っていました。[]

」との内容であった。

同日、被害児童母が、1年2組を参観した。担任は被害児童母に加害児童C母の連絡ノートの内容について「被害児童が謝っても聞こえなかったから伝わらなかったのではないか。」と話すと、被害児童母は「そういうこともありますね。」と答えた。

担任は、加害児童C母に、被害児童母に伝えたことを電話で話した。

- (1 1) 同月30日火曜日、被害児童母が、2、3時間目に■■■■学級、■■■■学級、1年2組の参観をする。

2時間目の休み時間に、被害児童母が、直接加害児童Cと首絞めについて話しをしたいと、申し出た。担任は、自分から加害児童Cに話を聞くと述べたが、被害児童母が聞き入れなかったため、相談室で、被害児童母が直接加害児童Cから聴き取りをする機会が設けられた。担任が立ち会った。なお、担任は教頭の許可を得たが、加害児童C母の許可は得なかった。■■■■

同日5時に被害児童と被害児童母が1年2組の教室に来て、宝物の絵を描く。算数ドリル、漢字とカタカナのワークを少し見る。

6 平成26年10月

- (1) 同月1日水曜日午後5時、被害児童と被害児童母が来校した。その際、被害児童母が「先日参観したとき、休み時間に加害児童Bがお友達を羽交い締めにし、それを私が見たら、バツの悪そうな顔をして、すぐにやめた。信用できない。」と述べた。
- (2) 同月6日月曜日午後5時、被害児童と被害児童母が来校した。被害児童母は「教室に行くのはやはり難しい。まず10月10日に加害児童B、加害児童Cと首絞めのことをもう一度直接確認させてほしい。それで謝罪がなければ■■■■学級に来させたい。」と述べた。担任は「A君は■■■■学級の勉強のイメージがないと思います。本人の見学も必要だと思います。子供達は毎日成長しているので、最初教室がだめでも、そのまますっとダメかどうかは分からないと思います。」と述べた。被害児童母は「保護者は義務教育を受けさせなければならないが、子供を守るのも親の責任。夫も私も加害児童Bがいる教室に行かせるのは心配。」と述べた。

(3) 同月10日金曜日、2時間目に被害児童母が来校し1年2組の国語の授業参観をした。

2時間目休みに、被害児童母が、直接加害児童Bと加害児童Cに首絞めについて話をしたいと申し出た。

加害児童B加害児童Cは1人ずつ生活科で、担任立ち会いの下、被害児童母が直接聞き取りをした。なお、担任によると、事前に加害児童C、加害児童Bの保護者に事前に許可を得なかった。

担任は当日のやりとりについて次のようにメモに記している。被害児童母「被害児童が学校に来られない理由分かる？」加害児童B「分からない」。被害児童母「被害児童に学校に戻って欲しい？」加害児童B「戻って欲しい」。被害児童母「首しめたり、叩いたりして欲しくない。分かる？」加害児童B「分かる」。被害児童母「病院に行っていてね、うちの子は。心の病気なんだよ。夢に出てきたりして、怖くて忘れられないんだよ。」「叩いたり首絞めたりしないと約束してくれたらいいよ。首絞めたことあった？」加害児童B「あった。」。被害児童母「正直に言って約束してくれればいいよ。」、加害児童B「グランドの築山の下で、鬼ごっこをやっていて、被害児童が鬼なのに追いかけてこないで違うことをやっていたので、前から首をしめた。」。被害児童母「学校入ってすぐからたたいたりあったよね。」加害児童B「うん」、被害児童母「そう。被害児童は加害児童Bと一緒に遊ぶのが怖くて逃げたかったんだよ。」。加害児童B「叩いたことや悪口、首を絞めたことを謝りたい。」。

被害児童母「被害児童が学校に来られない理由分かる？」加害児童C「分からない」。被害児童母「被害児童に学校に戻って欲しい？」、加害児童C「戻って欲しい」。被害児童母「首しめたり、叩いたりして欲しくない。分かる？」加害児童C回答なし。被害児童母「病院に行っていてね、うちの子は。心の病気なんだよ。夢に出てきたりして、怖くて忘れられないんだよ。」「叩いたり首絞めたりしないと約束してくれたらいいよ。首絞めたことあった？」、加害児童C回答なし。被害児童母「正直に言って約束してくれればいいよ。」加害児童C「ジャングルジムのとっぺんで見ていた。グランドの真ん中あたり。」

[REDACTED]

同日、加害児童B父より、事前に加害児童B父の承諾もなく、被害児童母が加害児童Bに直接聞き取りをしたのはおかしいのではないかとの意見が出された。 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

- (4) 同月14日火曜日、加害児童B母より連絡ノートで、「加害児童Bが押した手が首にあたってしまった。首にわざと手をやったわけではない。首をしめたわけではない」との連絡があった。担任が加害児童Bに再度確認すると「首をしめてしまったので謝りたい。」と述べた。
- 同日、子供同士の謝罪を行う予定であったが、被害児童が発熱で登校できないため延期となった。
- (5) 同月15日水曜日、子供同士の謝罪を行う予定であったが、被害児童が発熱で登校できないため延期となった。
- (6) 同月16日木曜日午後5時30分に、被害児童、被害児童母が来校した。被害児童母は「今日は加害児童C加害児童Bの謝罪の会ですよね。」と言うので、担任が「今日は違いますよ。この時間だと保護者に連れてきていただかないとできませんから。」というので被害児童母は「そうですね。親が入ると面倒くさいですから。」と述べた。担任が「謝罪は子供だけで考えてます。」と言うと、被害児童母は「それをお願いします。」と答えた。
- (7) 同月17日金曜日、3時間目の休み時間に謝罪を行う予定であったが、被害児童と被害児童母が間違えて2時間目休みに来校したため、[REDACTED]学級で待機してもらった。生活科で子供同士の謝罪を行う予定であったが、被害児童母は被害児童がパニックになる可能性があるため教室に入りたいと強く希望し、被害児童母は教室に入った。 [REDACTED]

参加者は、被害児童、加害児童B、加害児童C、教頭、学年主任、担任、被害児童母である。

担任は謝罪の会のやりとりを次のとおり記録している。

担任 今日から被害児童が学校に来ています。ずっとA君来たかったんだよね。どうして来られなかったか分かる？」

加害児童B 心の病気

担任 A君のお母さんの話をB君はよく覚えていたね。これからA君が学校に来るために謝ることある？」

加害児童C パンチ、悪口、キック、首しめて、たたいてごめんなさい

被害児童 わかった。首絞めるのが嫌だった、と涙目になる

加害児童B パンチ、悪口、キック、首絞めて、押してごめんなさい

被害児童 わかった

担任 どうしてB君首しめたの

加害児童B 鬼ごっこしていて、やるって言ったのに来なかったから

担任 来なかったからだったんだね。そういう時はもう一回A君に声をかければよかったね。A君はそういう理由があったことわかっていた？

被害児童 分からなかった

担任 C君はどうして首をしめたの？

加害児童C A君が坂でぶつかってきたから。ごめんねが聞こえなかった

担任 聞こえなかったんだね。A君が言ったの聞こえなかったんだね

担任 これから仲良く学校生活を送って欲しい。だれとA君は遊びたいの？

被害児童 []と[]

担任 しばらく2人はA君と遊ばなくていいよ。A君の様子をA君のお母さん、先生が見て大丈夫になったらサインを出すから、それまでは見守っていてね

このあたりで被害児童の集中力がきれて席を立ち、教室を出て行ってしまった。

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[REDACTED]

後日、被害児童母が録音を元に謝罪の会のやりとりを文書で提出した（添付資料6）が、加害児童Bが「心の病気」と答えた箇所は、加害児童Cが「病院に行っていた」になっており担任の上記記録と食い違っている。

同日、長野中央署生活安全少年係長が来校し、10月2日被害児童父が長野県警察本部監察課に出向き、文書を提出したことが報告された。 [REDACTED]

- [REDACTED]
- (8) 同月20日月曜日午前8時15分、被害児童母から [REDACTED] 先生に電話があった。謝罪の会で、被害児童と加害児童B加害児童Cの距離が近すぎたこと、担任が被害児童母に同席しないように言ったことが不満である、しばらく欠席するとの内容であった。
- (9) 同月21日火曜日午後6時5分、担任が被害児童母に電話をした。担任の記録によると、やりとりは以下のとおりである。

被害児童母「謝罪のやり方が強引だった。私にお母さんは同席しないようにと先生は言ったが、私に聞くより被害児童に聞くべきだった。心の準備ができていたら…。被害児童が言うには手や足が届く距離が嫌だった。家に戻ってから精神的にはそんなにひどくない。」

担任「お母さんは謝罪があることを話してなかったのですか」

被害児童母「話してはありましたけど。先生からも一言言ってほしかった。被害児童は長い間お休みしていて、しばらくぶりに加害児童達に会うので緊張していました。」

担任「距離についてはお母さんも近いと思われましたか」

被害児童母「距離が近いと思ったが、何も言うなと言われたので、言えなかった。」

担任「前日に親が入るとややこしい。子どもの謝罪ということで確認しましたよね。それに被害児童母は加害児童BCに直接会って話していますよね。そのことは実は子供にとってかなりのプレッシャーだと思いましたが、今回のことを解決するために必要なことだと思ったので、直接話す機会を作りました。だから今回はお母さんは一緒になく

でもよいと思いました。」

被害児童母「加害児童BCと直接会って話す機会を作っていただいたことはありがたいと思っています。でもそうしなきゃ、あの子達は本当のことを言わないでしょう。」

「被害児童が最初にこんなことがあったと言ったときに先生は見ている人もいないし…と言いましたね。その後でたたかれたりして。結局、被害児童は先生に自分の言っていることを信じてもらえないと思ったんですよ。」

担任「被害児童が私に直接やられたことを言ってきたことはありません。被害児童母が加害児童宅に電話をしたことで知りました。」

被害児童母「言えなかったんでしょう。先生が謝罪の会の時になぜ被害児童が学校へ来れなくなったのか知っている？と聞いた時に、自分たちの暴力によって来られなくなったと言わなかった。悪いと思ってたら、僕たちのせいで来られないと言うはず。悪いとおもっていない。家庭も学校も指導が入っていない。そんなことも分かっているなら怖いと思った。加害児童Bが他の生徒の首をしめている所を私は見たけど、こんな認識ならしかたがない」「もう絶対にしないという約束までできていないじゃないですか」

担任「その後、担任、学年主任、教頭の方からもうこういうことは絶対にしてはいけないという押さえをする予定でしたが、A君がすでに限界でしたよね。教室を出て行ってしまったし・・・顔を見て限界だと分かりました。」

被害児童母「教室から飛び出して行って、私が言っても帰ってこなかった。その後過呼吸みたいになっていた。」

担任「 学級に戻ってからはどうでしたか？」

被害児童母「特には何もなく大丈夫でした」

担任「週末A君と 君で遊んだそうですね。」

被害児童母「私が に電話をしてフェスティバルにお誘いしたら、もう既に行くつもりだったとおっしゃって、一緒に遊びました。仲良くできました。」「学校はAが行くというまで待ちます。」

担任「そうしてください。 学級でも夕方の勉強でもできることからまた始めましょう。」

(10) 同月24日金曜日午後7時、担任が被害児童宅を家庭訪問した。

担任の記録によると、被害児童、被害児童母とのやりとりは以下のとおりである。

担任「A君、女の子や[]学校でA君のことを待っているよ。」

被害児童「11になったら引っ越すの。だから学校に行けるかわからない。」

被害児童母「もう[]小には行けないかと思って。絶対にもうやらないという約束をしてもらえなかったから。引っ越しは決まってはいませんが、前から主治医に転校を勧められています」

担任「そうですか。[]君がいる[]学級はどうだったのですか。」

被害児童母「それはよかった。最初だから遊ばせてもらったしね。」

担任「謝罪の会のときに絶対にやらないということを約束する前に被害児童が限界になって、教室から出て行ってしまいましたが、あの話し合いの中で省略できる部分はありませんか。」

被害児童母「ありませんね。」

担任より、17日に被害児童母子が1時間早く来校したことへの対応、2時間休みに被害児童が女子と遊びに外へ行ってしまい、トラブル回避の緊急対応をしたこと、謝罪の会の直前も被害児童が走って生活室へ行ってしまっただけ被害児童の気持ちを聞けなかったことを説明した。

被害児童母「4月にもらった時間割で2時間目が国語だったので、[]が[]学級で勉強する時間だと思っていました。」

担任「音楽会前の特別時間割でステージ練習が入っている関係で、この時期は時間割通りにはいきません。だから前日に3時間目の休み時間に登校してくださいとお願いしたのですよ。」

被害児童母「そうなんですね」

担任「A君はB君やC君が怖かったの？」

被害児童「うん」

担任「[]のいる[]学級や夕方の教室は怖くなくこれる？」

被害児童「大丈夫」

担任「ならおいでよ。A君勉強好きだもんね。勉強を一緒にやろうよ。」

被害児童「うん分かった」

被害児童母「[]先生に時間の確認をした方がいいですね。」

担任「そうしてください。」

被害児童母「実は17日の日はただ怖いという思いだけでなく、1年2組の友達が待っていてくれるんだということや[]学級は優しい気持ちでいられること、そしてB君とC君が自分の過ちを認めて謝って

くれたことは良かったと思っています。Aもこそこそ登校しなくしてみます。」

- (11) 同月29日水曜日、担任が被害児童宅に家庭訪問に行くが、留守だった。夜担任が被害児童宅へ電話をするが留守番電話であったため、図書館の本を置いてきたこと、明日音楽会であることを入れた。

7 平成26年11月

- (1) 同月5日水曜日、担任が被害児童宅へ電話をすると最初は被害児童父が出たが、母に替わる。担任は、電話でのやりとりを次のとおり記録している。

被害児童母「謝罪の会以来学校に行きたいと言わなくなったので、今は学校に行かせる気持ちはありません。」

担任「夜の登校や[REDACTED]学級はいかがですか」

被害児童母「全く考えていません。」

担任「以前A君が11になったら転校すると言っていたのがきになっているですが」

被害児童母「そのことについては、主治医からも進められているので考えていますが、仕事の関係などでまだ具体的にきまっていません。」

[REDACTED]

担任「分かりました。次の受診は12月とお聞きしていますが。検査の結果はでましたか。」

被害児童母「そうです。12月です。12月に受診したときに検査結果をお聞きすることになっています。」

- (2) 同月6日木曜日午後4時20分、長野中央警察署生活安全少年係長が来校し教頭と話しをした。教頭は警察より聴き取った内容を次のように記録している。・10月20日に警察から文書回答した後、10月22日に中央警察署に被害児童宅が来署し要望書を提出した旨の報告があった。[REDACTED]

[REDACTED]

学校からは謝罪の会が不調に終わったことなどを話した。

- (3) [REDACTED]

[REDACTED]

[illegible]

- (6) 同月14日金曜日午後5時に担任が被害児童宅を家庭訪問した。被害児童母のみ在宅であった。

担任「プリント持ってきました。宿題たくさんやってありましたね。」

担任「分かりました。A君が学校に来られるようにしましょう。」

担任「そこが一番大切なポイントならそれを事前に教えていただきたかった」

担任「A君に2人が直接約束するのではダメですか。」

立ち会っていただきたい。

[REDACTED]

略

担任「先日電話で医療費の請求のお話がありましたが、保険でおられる場合は相手方への請求はありませんよね。」

被害児童母「保険で医療費と交通費をお願いして。 [REDACTED]

略

(7) 同月17日月曜日午前9時、長野中央警察署生活安全課から、加害児童Bと加害児童Cの事情聴取の内容の報告を受けた。加害児童Bは首をしめたという観念ではなくのど元あたりを押した、加害児童Cは片手で首をつかんだという話であった。

(8) 同月18日火曜日、担任が被害児童宅を家庭訪問した。担任が加害児童B加害児童Cが被害児童に「もう絶対にしないよ」と約束する件について、反省文はすでに警察で2人とも書いているので前回の謝罪の続きという形で直接約束させたいと提案した。

被害児童母「今まだAは怖い者から逃げまわるように夜中になることもあるので、直接会うのはまだ難しいかもしれない。」

担任「B君、C君と直接接触しないように配慮しますので、学校に来たいA君の気持ちを優先させて、 [REDACTED] 学級に登校するようにしましょう。」

被害児童母「分かりました。行けそうなときは連絡します。」

担任「 [REDACTED] については医師からどのような話がありましたか。」

被害児童母「 [REDACTED]

[REDACTED]

(9) 同月25日火曜日、被害児童及び被害児童父母より、校長宛に11月23日付け「要望書」（添付資料8）が送付された。また市教委に対し、11月「 [REDACTED] 校長に送った要望書の内容」（添付資料9）と題する書面が送付された。

(10) 同月26日水曜日、校長は市教委に電話相談し、同日市教委が来校した。

- (11) 同月27日木曜日、教頭が信州大学医学部附属病院こどもの心診療部に電話連絡してコンタクトをとった。

[REDACTED]

- (12)

[REDACTED]

8 平成26年12月

- (1) 同月2日火曜日、学校保健委員会で発達障害について講演会があり、被害児童母が出席予定だったが、直前に電話があり欠席となった。
- (2) 同月5日金曜日、担任が被害児童宅へ家庭訪問をした。被害児童は「学校に行きたい。」と言っていた。被害児童母は「絶対にもうやらないと約束をしてくれれば、被害児童は学校に行ける。」と述べた。
- (3) 同月10日水曜日、校長は、同日付けで、11月23日付けの被害児童親からの要望書の対する回答書（添付資料10）を提出した。
- (4) 同月12日金曜日、長野中央警察署生活安全課少年係長が来校した。警察は、被害児童宅へ12月10日文書を送付した。

[REDACTED]

- (5) 同月16日火曜日午後4時20分から5時まで、被害児童母と担任の個別懇談会が持たれた。懇談中の被害児童母の発言について、担任は次のとおり記録している。「[REDACTED]医師のアドバイス・・・[REDACTED]小に復帰することはお勧めできないが、A君が行きたがっているとすれば加害児童BCには会

わせないこと、会えば恐怖がよみがえる。・学校に行って怖い部分が3Dに見える時は保健室で休む・

・子どもの謝罪で、私（被害児童母）は加害児童BCの距離が近すぎたと言ったが、そうではなくて加害児童BCの存在そのものが怖かったのではないか。Aのこと分かっていなかったのは私自身だった、謝ります。・要望書についてはあと2, 3日くらいでできる。相手方に渡しても期待はできないと思う。難しいことは約束できないので、絶対約束できることにしたいかと思っている。担任「対応を待っているとどんどん先になるから、また夜でもいいので学校に来ませんか。」被害児童母「Aと相談してみます」

学校長指導・ 医師のアドバイスによれば、被害児童の恐怖を招く復帰が本当によいのか慎重に考えていくことが必要ではないか。・登校時に、この点をしっかり確認してから、つまり、来るとなれば会わないにしても、校内にいるという存在を感じながら過ごすことになること、そのことでフラッシュバックが起きる可能性もある。そのことを保護者に確認したい。

- (6) 同月24日水曜日、被害児童保護者から加害児童BC宅宛てに要望書（添付資料11）が届く。担任が封書を加害児童BC宅へ届けた。
- (7) 同月25日木曜日、市教委と被害児童母に経過を報告した。
- (8) 同月26日金曜日午前10時45分から11時30分、加害児童B母加害児童C母来校し、要望書について話し合いを持った。教頭校長が対応した。学校は次のように懇談の内容を記録している。「加害児童B母：A君が来るという前提でやるならいいが、1回学校で反省文を書いたがそれは担任から伝わっているのか。」教頭：伝わっていると思うが、今回は、子ども同士の謝罪が不調に終わり、最後の『もうしません』まで言うことができなかったことと、加害児童BCを怖がっているので会って話しができないということで文書を要望してきている。

校長：たいていは『ごめんね』『いいよ』で解決していくが今回はしかるべき文書を要望している。学校としても今度こそA君が学校に来てくれるという前提のもと、文書回答に応じた。

や図書館の本の返却日などのこともあり、教室から出ないようにするのは難しい。即答できないので、対応を考えさせて下さい。③トイレの時間 後ろから首を絞められたのがこわかったので、トイレが心配。→授業の終わる直前や授業開始後すぐに被害児童が行くように配慮する。④給食について 最初は午前中だけの登校としたい→コンスタントに登校できるようになったら、給食を復活して、職員が被害児童の給食を1年2組から■■■■学級に運んで食べるようにする。⑤下校について →被害児童母が迎えにくる。⑥フラッシュバックがおきた場合、保健室にしばらくいさせて欲しい→保健室より、■■■■学級のすみにいるようにして、落ち着いてから早退するようにしたい(■■■■教諭より)⑦時間割について ■■■■が■■■■学級に行く時間を知りたい。2時間目、3時間目あたりを最初は考えている。→週末の金曜日に被害児童宅にファックスなどで、1年2組の時間割を伝える。⑧加害児童B C宅の回答について 被害児童母「義務教育は後から受けられない。義務教育は1日1日減っていくことの損害がある。■■■■

■■■■期間の長さも含めてそう思う。」担任「回答は近々だと思います。登校の時期と前後しそうですが。」被害児童母「回答が来なくても、Aの学校に来たい気持ちが大きくなりすぎているので、来週から登校させたい。休み時間のことさえはっきりすれば・・・」⑨その他 ・フラッシュバックは今はない。学校から離れているせいか・3回くらい、3Dのように加害者が立ちはだかる。・家では学校の宿題とiPadのアプリで算数は2年の途中までやった。算数は山口県のフリーのプリントを印刷してやっている。漢字はほとんどわかっている。■■■■教諭「できたと言って先生に○をしてもらったり、こういうときにこういうことを言うてはいけないというスキルを学んだり。そういうことが大事ではないか。」・被害児童母の話として、公園では周りの子をひっかきまわしてしまう。初めての人場所や久しぶりだとテンションが上がり、コントロールできない。・■■■■は理屈が好きで、理屈が分かればやる。・接近と接触の禁止については加害児童B Cの保護者にも伝えて欲しい。・加害児童Bは警察では首をしめたことを否定した。首のまわりをたたいたと供述を変えた。Aは「何で変わっちゃうの？」というのがあって恐怖がある。大人の意図があるのか?・引っ越しについては半年前から物件を探しているが、仕事できてAのことも考えると良い物件が見つからない。今住んでいる場所の近くと遠くの両方で探している。・4月～転校するということは可能性としては

ある。・加害児童ＢＣ宅の回答書をＡに見せてから学校に戻りたい。・最後に教頭より、加害児童ＢＣ宅からの回答も近々であり、来週動きがありそうとの話がある。・担任「ここ数日で回答が来るのであれば、それを待ってから登校した方がすっきりするのではないか。」

- (9) 同月２７日火曜日、参観日があった。加害児童ＢＣ２人の母親に被害児童が登校するために、しばらく被害児童と加害児童ＢＣ２人に教員がついて休み時間等の接触を避けることについて了解を求めた。

- (10) 同月２８日水曜日、午前９時２５分、被害児童とその母が■■■■学級に登校する。二時間目の休み時間は■■■■学級に１年２組の女子数人が行って、被害児童と遊ぶ。被害児童の様子は■■■■先生、加害児童ＢＣの様子は■■■■先生がみて、お互いに接触がないようにした。担任は１年２組に待機し、学年主任は南校舎１階の廊下の様子を確認、教頭は１年教室のベランダ及び■■■■学級の様子を確認した。被害児童は登校初日なので２時間目休み時間後に下校した。

同日午後６時３０分、加害児童Ｂ父、加害児童Ｃ母、市教委、校長、教頭、担任で懇談をした。

- (11) 同月２９日木曜日、被害児童は、母の仕事の都合で学校を欠席した。

同日、前日の懇談で決定した通り、担任が加害児童ＢＣ２人を別々に残して被害児童に手紙を書かせた。５月、６月時点で書かせたものを本人に見せながら謝罪としてふさわしい文を書いて仕上げた。

- (12) 同月３０日金曜日、午前９時２５分、被害児童とその母が■■■■学級に登校した。２時間目は、■■■■、■■■■らと一緒に国語の勉強をした。

教頭が、加害児童ＢＣ宅から預かった回答書と加害児童ＢＣの書いた手紙を被害児童母に渡した。

３、４時間目に図工の「によきによきとびだせ」を作り、午後１２時２０分ころ被害児童は下校した。

同日付で、加害児童ＢＣ保護者は、「要望書に対するご回答」（添付資料１２）を被害児童側に交付した。

担任が次週の予定を被害児童宅へファックスした。その後、被害児童母に電話をしたところ、被害児童は学校での時間が長かったため疲れて昼寝をしているとのことであった。また加害児童ＢＣの手紙を被害児童が読んで「気持ちが伝わってきた」と言っているということであった。加害児童ＢＣ宅からの回答書については、夫が不在のためコメントはなかった。

- (13) 同月３１日土曜日、担任が加害児童ＢＣ宅へ電話をし、加害児童ＢＣの手紙を被害児童が読んで「気持ちが伝わってきた」と言っていることを伝えた。

10 平成２７年２月

- (5) 同月9日月曜日、被害児童は微熱のため欠席した。
- (6) 同月10日火曜日、午前9時15分、被害児童とその母が[]学級に登校した。2時間目は母が図書館で本を借りてもっていく。2時間目の休み時間には[]しか[]学級に行かず、被害児童が「今日みんなと遊べる時間はいつですか？」と[]教諭に聞く。[]教諭が担任に伝えてくれたため、担任が「Aくんと今日遊ぶ人？」と聞くと女子4人が被害児童の所へ行き遊ぶ。[]学級でブロックをする。被害児童が[]に「あなた〇〇・・・」と話しかけるが、[]「あなたじゃないでしょ。私の名前は[]」と伝える。

3, 4時間目は3学期のテストを行う。被害児童はカタカナに自信があったが、思うようにできなくて泣く。4時間目に保健室で身体測定を行う。身長は6cmも伸びている。被害児童は午後12時10分頃下校した。

- (7) 同月12日木曜日、午前9時15分、被害児童とその母が[]学級に登校した。2時間目の休み時間には女子が数人、[]学級に行っていて、最初は風船で遊んでいたが、すぐに被害児童があきて、1人で蜂の縫いぐるみで遊んでいて、ほとんどクラスの友達と関わっていない。算数ワークを2時間目に8ページ、3時間目に6ページ行う。自分で目標を決めて取り組んでいた。4時間目は図工で箱を使って車を作った。2年の[]とボールをたくさん出して、ボールプールを作って遊んでいた。母親の連絡ノートで「まだまだ恐怖心はある。今週は母親の付き添い。来週からAと相談しながら母親は送迎のみの方向になっていきそう。学校長への要望書を送り、報告書を要望した」とのこと。宿題で間違えたところがあり、確認しようと思ったが、遊びに夢中になるとなかなかそれを止められない。そのため母親が何回も名前を読んで、やっと担任の近くに来る。

- (8) 同月13日金曜日、午前9時15分、被害児童とその母が[]学級に登校した。2時間、3時間目は図工で箱を組み立てて工作を行った。昨日の車に装飾をつけたり、電池と紙のトレーを使ってカメを作って緑色に塗ったりしていた。4時間目は算数のワークをやっていた。2時間目の休み時間、他の3人と一緒に風船バレーをして遊ぶ。途中一人遊びをしたり、風船バレーをしたりしながらボール投げをする。遊び相手は流動的。

被害児童母が[]教諭に「昨日ボール遊びをしている際に、[]学級の[]がボールを隠したりしていた。お兄ちゃんが威嚇すると、Aがフラッシュバックを起こすので、違う関わりをしてほしい。小さい子におっかなくしないで優しくしてね、と伝えてほしい」と話す。[]教諭が[]学級の

と に、被害児童との関わりについて話す。

夕方、1年2組の来週の時間割をFAXする。

午後6時30分頃、担任が被害児童宅に電話をすると被害児童母が出た。担任は母からの聴き取りを次のように記録している。「2月16日(月)は週の初めなので今まで通り母親がAを連れてきて、半日一緒に過ごす。2月17日(火)から送迎のみにしていきたい。Aともよく話してみますが…」 「昨日、高学年の子が 学級に入ってきてAに威嚇した。今朝もその子は大きな声を出していた。そういうことはフラッシュバックを誘発する。私が 先生に話して、 先生がその子に直接話してくださった。Aと6年生のその子がボールの取り合いになり、『おいこら!』となった。その時にAはビクッとなった。帰りの車の中で聞いたら、加害児童Bくんがその時目の前に出てくる感じになったと言っている。父母もAに強く怒るとフラッシュバックを起こして、しりもちをついたことがある。 医師は『一瞬でその映像が消えるのであれば心配ない』とは言っているが、でもうちのAも2年の には言いたいことを言ってしまうていると思う」。担任「この話は、お母さんがご覧になったからわかったことですね。Aくん自身からお母さんに、 にやられたことが怖かったとか、何か話はあったのですか？」母「ありません。私から聴きました」と答えた。担任「これからお母さんがずっと付添えないとなると、Aくん自身が嫌なことは嫌だと直接本人に言えないとしても、先生やお母さんに言えないと、また言えないままAくんの中で恐怖やストレスがたまっていってしまうと思います」。被害児童母「毎日私も、学校で何かあったかどうかを聞くようにしたいと思います」。

同日、学校から被害児童母に電話をし、要望書を月曜日に書留で校長が受け取り市教委の指導を受けて進めていること、来週月曜日の回答期限までに回答できないこと、回答するか否かも含めて検討したいことを伝えた。

- (9) 校長は、同月18日付けで、同月6日付の被害児童保護者作成の要望書に対する回答書を被害児童父母に送付した(添付資料15)。

1.1 平成27年3月

- (1) 同月6日金曜日、同日付で、長野県警察本部監察課長は、平成27年1月24日付けで被害児童父が問い合わせした件について、回答を交付した。

第5 転校後

- (1) 被害児童父母より、県教委に対し、平成28年12月9日付要望書(添付資料16)が送付された。
- (2) 被害児童父より市教委に対し、平成29年3月27日付要望書(添付資料17)、「確認及び調査に必要な公文書の写しと補足説明及び重要情報」(添付資料18)が提出された。

(3)

